

平成27年度宮城県立中学校入学者選抜における 東日本大震災の被災に伴う区域外就学者の受検に係る措置

宮城県教育委員会

平成27年度宮城県立中学校入学者選抜において、東日本大震災の被災により区域外就学している児童が本県の県立中学校への入学を希望する場合には、平成27年度宮城県立中学校入学者選抜要項の規定に関わらず、受検に係る措置として、次のように扱うものとする。

1 出願資格及び出願手続

(1) 出願資格

次のア、イのいずれかに該当し、本県の県立中学校への入学を希望する場合は、宮城県立中学校入学者選抜要項の「[1] 募集」の「1 出願資格」の(2)に関わらず、出願できるものとする。

ただし、いずれにおいても、本県の県立中学校に入学後、本人及び保護者が本県内に居住する場合とする。

ア 平成23年3月11日現在、県外に住所を有していた者のうち、被災に伴う避難のため、本県内の小学校に区域外就学をしている者

イ 平成23年3月11日現在、本県内に住所を有していた者のうち、被災に伴う避難のため、県外の小学校に区域外就学をしている者

(2) 出願手続

当該措置により出願する者は、「[2] 出願の手続」の「2 出願手続」の「(4) 入学願書等の提出」に示したア、イ、ウ、エ、オ及びカの書類に加えて、宮城県立中学校出願承認願（区域外に係る措置による出願者用）（別紙様式1）を、現在在籍している小学校長を経て出願を希望する県立中学校長に提出する。

この場合、県立中学校長は、出願承認書（様式Ⅱ-2）の交付等の出願承認手続は省略する。

2 出願書類作成上の注意

入学願書及び写真票

上記「1 出願資格及び出願手続」による出願の場合においては、書類右側余白に、「区域外」と朱書（縦書き）するものとする。